

(8) テ 地下駐車場管制システム運営管理業務仕様書

地下駐車場管制システム運営管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、センタービルの地下駐車場管制システム運営管理業務（以下「業務」という。）の基準を示すものであり、その基準は次のとおりである。

指定管理者は、仕様書に基づき、センタービルの地下駐車場管制システム運営管理業務、保守点検を誠意をもって行い、利用者等が快適に施設を利用できるようにすること。

1 委託物件

センタービル地下駐車場管制装置（機器一覧表を参照）

2 業務内容

(1) システム運用管理業務

システム運用管理業務の委託物件は、前記「委託物件」とし、システム運用管理業務は次に定めるとおりとする。

ア システム運用管理業務の内容

対象システムを適切に統括管理運用し、施設貸出業務に支障がないようにすること。

イ 運用管理時間帯

運用管理業務を実施する時間帯は、原則として一般貸出施設の貸出時間帯とする。ただし、本システムの利用に関して、使用者の利便を考慮し上記作業時間帯を変更することがある。

ウ 業務遂行の条件

業務の誠意をもって従事するものとし、業務に必要なかつ十分な知識と経験を有する技術者が対応すること。

(2) システム保守点検業務

システム保守点検業務の委託物件は、前記「委託物件」とし、システム保守点検業務は次に定めるとおりとする。

ア 定期保守点検業務

保守点検物件の正常な運転状態を維持するため、システムを定期的に年3回以上、保守点検を実施する。保守物件個々の点検調整、動作確認及びシステム総合点検調整を行うこと。

イ 緊急保守業務

保守点検物件に不時の障害が発生したとき、直ちにその障害発生の箇所を切り分け、原因と考えられるハードウェア又はソフトウェアを特定し、専門技術員が必要な障害修理を行い、復旧の確認を行うこと。

(3) 管制装置および関連機器の賃貸借契約業務

ア センタービル地下駐車場管制装置賃貸借

機器一覧表⑥について、現在県が直接外部委託している契約内容等を引継いで機器の賃貸借契約を締結した上で運営管理を行うこと。

イ センタービル地下駐車場管制関連機器賃貸借

機器一覧表①～⑤について、現在県が直接外部委託している契約内容等を引継いで機器の賃貸借契約を締結又は同等以上の機器を整備して運営管理を行うこと。

機器一覧表（センタービル地下駐車場管制装置）

No	保守点検物件	機器名	数量	備考
①	駐車券発行機	T D - 3 6 0	2	
②	全自動清算機	A P - 6 8 5 - B	2	
③	カーゲート装置	G T - 6 5 1	4	
④	車両感知器	M T S - 1 2 0	4	
⑤	事前全自動計算機	A P I - 6 8 5 - B	2	
⑥	管理計算機、周辺機器	P C , プリンタ等	1 式	平成 2 4 年度更新

センタービル地下駐車場管制装置 システム構成

・管理計算機以外の機器がセンタービル地下駐車場管制関連機器貸借対象機器

